**地域の条件について**

（１）「３大都市圏」とは

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部。ただし、国勢調査令（昭和55年政令第98号）によって調査した平成17年10月１日現在の市町村人口（平成17年10月２日以降に行われた市町村の合併を経た市町村にあっては、合併関係市町村における平成17年10月１日現在の市町村人口の合計をいう。）及び同令によって調査した平成27年10月１日現在の市町村人口を用いて算出した人口減少率が11％以上である市町村については、「３大都市圏外」として取り扱うこととする。

（２）「都市地域」とは

次の「条件不利地域」に該当しない市町村。

（３）「条件不利地域」とは

次の①から⑦のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村。

①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号）

・第２条第２項に基づき公示された過疎地域をその区域の全部又は一部とする市町村

・法施行令附則第３条第１項に基づき公示された特定市町村及び特別特定市町村

・法施行令附則第４条第１項に基づき公示された特定市町村及び特別特定市町村とみなされる区域をその区域 の全部又は一部とする市町村

②山村振興法（昭和40年法律第64号）

・第７条第１項の規定により指定された振興山村をその区域の全部又は一部とする市町村

③離島振興法（昭和28年法律第72号）

・第２条第１項の規定により指定された離島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村

④半島振興法（昭和60年法律第63号）

・第２条第１項の規定により指定された半島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村

⑤奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）

・第１条に規定する奄美群島をその区域の全部とする市町村

⑥小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）

・第４条第１項に規定する小笠原諸島をその区域の全部とする市町村

⑦沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）

・第３条第１号に規定する沖縄の市町村

（４）「全部条件不利地域」とは

「条件不利地域」のうち過疎地域に該当する市町村（一部過疎除く）、上記⑤から⑦の対象地域・指定地域に該当する市町村、その区域の全域が振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域に該当する市町村。

（５）「一部条件不利地域」とは

「条件不利地域」のうち「全部条件不利地域」以外の市町村。

（６）「条件不利区域」とは

「一部条件不利地域」のうち、過疎地域とみなされる区域、振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域。